

# 令和7(2025)年度上期の消費生活相談状況について

令和7(2025)年12月11日  
栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

## 目次

1	相談件数の概要	1
2	年代別苦情相談件数	2
3	商品・サービス別苦情相談状況	3
4	特徴的な事例	5
○	消費者トラブルFAQ 案内	9
○	消費生活相談員募集案内	9
○	出前講座等案内	10
○	啓発DVD案内	11
○	栃木県内の消費生活センター一覧	12

(注)本資料は、国民生活センターの PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に本登録された  
令和7(2025)年10月31日現在のデータを使用している。

## 1 相談件数の概要

—受付相談件数は前年度同時期から増加—

令和7(2025)年度上期(4月～9月)に県内の消費生活センター(21か所)で受け付けた相談件数は9,182件で、前年度同時期から823件(9.8%)増加しました。

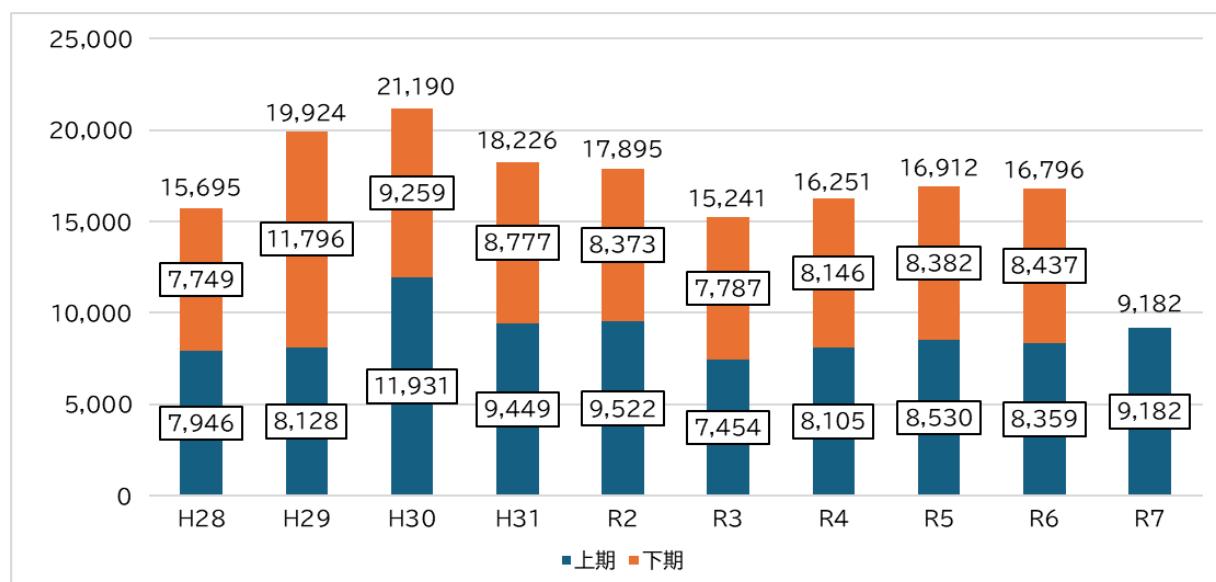
[表1]相談件数の比較

(単位:件、%)

区分	令和7年度上期 (2025)		令和6年度上期 (2024)		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
合計	9,182	100.0%	8,359	100.0%	823	9.8%
苦情相談	8,453	92.1%	7,589	90.8%	864	11.4%
問合せ・要望	729	7.9%	770	9.2%	△ 41	△5.3%

[グラフ1]相談件数の推移

(単位:件)



## 2 年代別苦情相談件数

——40歳代以下で大きく増加——

[表2]は、契約当事者の年代別の構成比を表し、併せて前年度同時期と件数を比較したものです。

令和7(2025)年度上期の相談を年代別構成比で見ると、70歳以上が27.6%(2,330件)と最も高く、次いで50歳代の14.8%(1,249件)、60歳代の14.7%(1,246件)と、年齢の高い年代で相談が多くなっています。

また、苦情相談件数を前年度同時期と比較すると、全体で864件(11.4%)増加となり、年代別では特に40歳代以下における増加が顕著となりました。

[表2]契約当事者の年代別苦情相談件数 (単位:件、%)

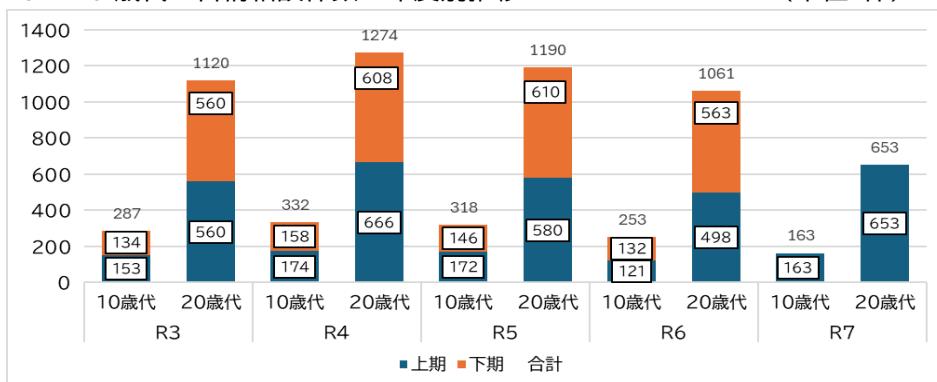
	令和7年度上期 (2025)		令和6年度上期 (2024)		比較増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率
17歳以下	83	1.0%	66	0.9%	17	25.8%
18・19歳	92	1.1%	66	0.9%	26	39.4%
20歳代	653	7.7%	498	6.6%	155	31.1%
30歳代	699	8.3%	545	7.2%	154	28.3%
40歳代	972	11.5%	807	10.6%	165	20.4%
50歳代	1,249	14.8%	1,170	15.4%	79	6.8%
60歳代	1,246	14.7%	1,252	16.5%	△ 6	△ 0.5%
70歳以上	2,330	27.6%	2,090	27.5%	240	11.5%
その他・不明	1,129	13.4%	1,095	14.4%	34	3.1%
合 計	8,453		7,589		864	11.4%

### ～ 若者の消費者トラブルが増えています～

令和7(2025)年度上期は、10~20歳代の若者からの苦情相談件数が増加しました。

特に「美(び)」「理美容(脱毛エステなど)」「医療(美容医療)」など)や「金(かね)」「他の内職・副業」、「融資サービス」など)に関する相談が多く寄せられました。

10~20歳代の苦情相談件数の年度別推移 (単位:件)



#### 【相談事例】

・スマートフォンで内職を探している時、メッセージアプリに副業の広告が表示された。広告をクリックして友達登録をすると「副業の説明をするのでこちらから電話をかける」とのメールが業者から届いた。業者から電

話があり、「副業の内容は、求人サイトに求人広告を掲載したい業者を探し、サイト運営業者に取り次ぐ仕事で、広告を1回だけ掲載する業者を探すと報酬は3,000円、継続して掲載する業者を探すと最高10万円の報酬になる」と説明された。その後、コンサルティング料200万円を消費者金融から借りて振込むよう説明された。共有アプリをダウンロードして消費者金融4社からそれぞれ50万円ずつ借りて指定された銀行口座に振込んだ。契約金額は230万円だが、30万円は利益が出てから支払うよう言われた。その後、契約書面とテキストが届いた。しかし、消費者金融への返済が不安になり、契約書面に書いてあるクーリング・オフについての記載を読み、クーリング・オフすることにした。クーリング・オフの手続き方法を知りたい。

#### 【若者へのアドバイス】

- ・うまい話はありません。「スマホ1台で高収入」「誰でも儲かる」などの甘い言葉には気をつけましょう。
- ・SNS等の情報はうのみにしないようにしましょう。消費生活センター等公的機関の情報を確認しましょう。
- ・クーリング・オフ等の契約に関する知識を身につけておくことも大切です。
- ・困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センターに御相談ください。

### 3 商品・サービス別苦情相談状況

#### (1) 商品・サービス別苦情相談件数

——「役務その他」が大幅に増加——

[表3]は、苦情相談件数の上位10商品・サービスについて、前年度同時期と比較したものです。

2位の「役務その他」では、主に給湯器や分電盤の点検に関する相談が増加し、前年度同時期と比べ、213件(51.1%)増の630件となりました。

また、前年度同時期に12位だった「自動車」及び26位だった「理美容」に関する相談が新たに10位以内に入りました。「自動車」の主な相談内容は、中古自動車の契約トラブルに関するものであり、「理美容」の主な相談内容は、契約した脱毛エステ店が倒産したことによる料金の支払いに関するものです。

[表3]苦情相談件数の上位10商品・サービス

(単位:件、%)

令和7年度上期 (2025)						令和6年度上期 (2024)		
順位	商品・サービス名	件数	前年度増減	増減率	前年度順位	順位	商品・サービス名	件数
1	商品一般	1,192	43	3.7%	1	1	商品一般	1,149
2	役務その他	630	213	51.1%	3	2	化粧品	487
3	化粧品	527	40	8.2%	2	3	役務その他	417
4	融資サービス	312	6	2.0%	6	4	工事・建築・加工	381
5	工事・建築・加工	285	△ 96	△ 25.2%	4	5	健康食品	350
6	健康食品	273	△ 77	△ 22.0%	5	6	融資サービス	306
7	レンタル・リース・貸借	250	△ 18	△ 6.7%	8	7	インターネット通信サービス	283
8	インターネット通信サービス	236	△ 47	△ 16.6%	7	8	レンタル・リース・貸借	268
9	自動車	219	67	44.1%	12	9	修理・補修	187
10	理美容	217	156	255.7%	26	10	電気	170

#### (2) 上位5商品・サービスの相談事例

##### ア 商品一般

【商品の分類を特定できないもの(迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求に関する相談を含む。)】

- ・先程、自宅の固定電話に国の機関を名乗る電話がかかり、「今から2時間以内に通信が停止されます。オペレーターに繋ぐ場合は1番を押して下さい」という自動音声が流れた。不審に思ったのすぐに切電したが、どのように対処すればいいだろうか。

#### イ 役務その他

##### 【廃品回収サービス、申請代行サービス、仕事紹介登録サービスなど】

- ・8日前、夫が他県で自動車のタイヤをパンクさせた。インターネットで、修理代2,980円～と宣伝していたロードサービスのホームページを見つけ、業者に電話で修理を依頼したところ、キャンセルの場合はキャンセル料を取ると説明されたが金額は提示されなかった。業者は現場でタイヤの修理と称し簡易な穴埋めをして、近所のタイヤ販売店まで案内しただけで53,350円と高額料金を請求した。夫はクレジットカード決済をした。契約書は交付されたがクリーニング・オフの記載はなく、当契約はクリーニング・オフできないことを承諾するというところにチェックがしてあった。あとから不審に思ったが、夫は諦めている。どうすればいいか。

#### ウ 化粧品

##### 【基礎化粧品、シャンプーなど】

- ・先日、画像専用SNSでインフルエンサーお勧めの業者Aの洗顔スクラブを、スマートフォンから定期購入コースで申し込みをした。その後、発送された初回の商品を受け取り、代金はクレジットカードで支払うことになっている。本日定期購入コースは解約しようと思いAに電話したが、次回発送予定日まで10日を切っているので次回分は解約できないと言われた。それについては規約で記されているので納得しており、商品を受け取り支払いもするつもりだ。そこで3回目については解約してほしいと話したところ、2回目の商品を受け取ってから7日目以降かつ3回目の発送日の10日以上前に再度電話で解約を申し出てほしいと言われた。そのような条件は規約にも書いておらず解約を阻止するための悪質な手口に思われ納得できない。

#### エ 融資サービス

##### 【各種ローン、フリーローン・サラ金など】

- ・特別養護老人ホームに入っている義理の姉宛てに、既に倒産している消費者金融Aの業務を引き継いだ会社から債務金額と延滞金の合計約300万円の請求書が届いた。義姉は、生活保護を受けていたので資産も預金もなく、返済はできない。義姉の債務について相談する窓口を教えてほしい。

#### オ 工事・建築・加工

##### 【新築工事、増改築工事、屋根工事、壁工事、塗装工事、電気工事など】

- ・新聞の折り込みチラシで見たリフォーム業者Aに出向いて見積りの依頼をした。Aの他には2社に見積りを依頼したが価格が290万円でAが一番安かった。そのため、Aの注文書に私が夫の名前で署名し契約した。その後、数回担当者から「見積りに漏れていた部分がある」、「予定の素材が使えないことがわかり別のものになる」などの説明があり、最終的には合計387万円の見積りが提示された。度重なる見積り内容の不備による追加費用の提示に不信感が強まり、これからも仕様や素材の変更が必要になったり追加の費用が求められたりするのではないかと思うと、このまま工事を進めていいか不安になった。今日Aの責任者と話をするが納得がいかないようなら解約し別の業者を探したい。

### (3) 契約当事者の年代別に見た上位5商品・サービス

——20歳代で「理美容」が1位に——

[表4]は、契約当事者の年代別に苦情相談の商品・サービス別件数をまとめたものです。

令和7(2025)年度上期において、18歳から30歳代の若者世代では、「理美容」に関する相談が多く寄せられました。

また、40歳代以上では、「化粧品」や「役務その他」に関する相談が上位となりました。

〔表4〕契約当事者の年代別苦情相談上位5商品・サービス (単位:件、%)

年代	苦情相談 総件数	1位 (1位の比率)	2位 (2位の比率)	3位 (3位の比率)	4位 (4位の比率)	5位 (5位の比率)
17歳以下	83	他の教養・娯楽 (32.5%)	商品一般 (13.3%)	化粧品 (7.2%)	健康食品 (6.0%)	5
				娯楽等 情報配信 サービス (7.2%)		
18・19歳	92	商品一般 (15.2%)	自動車 (9.8%)	理美容 (8.7%)	医療 (5.4%)	5
			役務その他 (9.8%)			
20歳代	653	理美容 (18.4%)	商品一般 (6.7%)	内職・副業 (6.4%)	融資 サービス (6.3%)	41
				役務その他 (6.4%)	役務その他 (6.3%)	
30歳代	699	商品一般 (9.6%)	レンタル・ リース・賃借 (8.3%)	融資 サービス (6.0%)	理美容 (5.6%)	39
				役務その他 (6.0%)		
40歳代	972	商品一般 (9.4%)	化粧品 (6.8%)	役務その他 (6.5%)	融資 サービス (6.0%)	自動車 (4.8%)
50歳代	1,249	商品一般 (12.5%)	化粧品 (11.0%)	役務その他 (5.7%)	融資 サービス (4.4%)	健康食品 (3.8%)
60歳代	1,246	商品一般 (13.4%)	化粧品 (10.7%)	役務その他 (5.8%)	健康食品 (4.3%)	インターネット 通信サービス (4.1%)
70歳以上	2,330	商品一般 (18.6%)	役務その他 (9.0%)	化粧品 (5.6%)	健康食品 (4.8%)	工事・建築・ 加工 (4.8%)

## 4 特徴的な事例

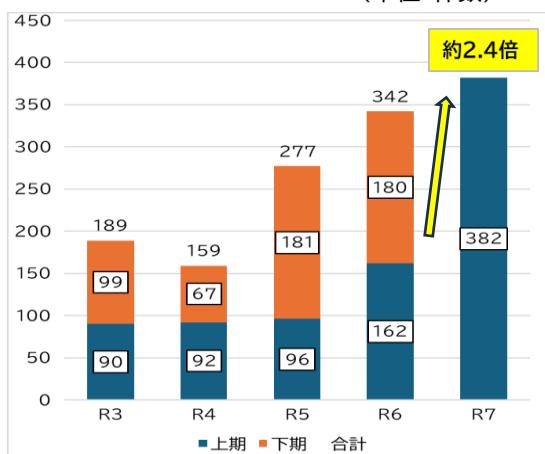
### (1) 点検商法

令和5(2023)年度から高齢者を中心に増加している点検商法にかかる苦情相談件数が、令和7(2025)年度上期はさらに大きく増加しています。点検商法とは、給湯器や分電盤等の「無料点検」を口実に訪問し、「給湯器(分電盤)の交換が必要です。交換しないと火事になる」など虚偽の報告をして消費者の不安をあおり工事契約をさせる商法です。中には、相場以上の高額な工事代金を請求されるなど悪質な業者に関する相談も目立ちます。

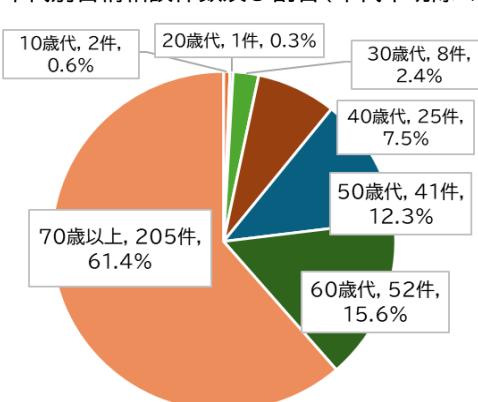
#### 【相談の傾向】

〔グラフ2〕は、点検商法に関する年度別苦情相談件数の推移を表したものです。令和7(2025)年度上期に寄せられた苦情相談件数は、前年度同時期の約2.4倍増(220件増)の382件となりました。また、令和7(2025)年度上期の苦情相談を年代別に見ると、年代が上がるごとに相談件数は増加し、70歳以上の相談が全体(年代不明を除く)の6割以上と最も多くなりました。〔グラフ3〕

〔グラフ2〕点検商法の年度別苦情相談件数の推移  
(単位:件数)



〔グラフ3〕点検商法の令和7(2025)年度上期の  
年代別苦情相談件数及び割合(年代不明除く)



### 【相談事例】

- ・業者が突然訪問してきて分電盤の点検をすると言ったので見てもらった。点検後分電盤の交換が必要だと言われ、合計 121,000 円の契約書が作成された。見積金額など一方的な説明で理解できなかったが必要なものならと思い署名押印してしまった。後から考えると十分な説明を受け納得してから契約すべきだったと後悔し、クーリング・オフをしたい。

### 【消費者へのアドバイス】

- ・突然、電話や訪問をしてきた業者には無料でも安易に点検させないようにしましょう。
- ・点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合は、本当に製品の交換等が必要か契約先の業者やメーカーに相談しましょう。
- ・特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センターに御相談ください。

## (2) インターネット通販のトラブル

インターネット通販に関する苦情相談は、令和 5(2023)年度から減少していましたが令和7(2025)年度上期に再び増加しました。

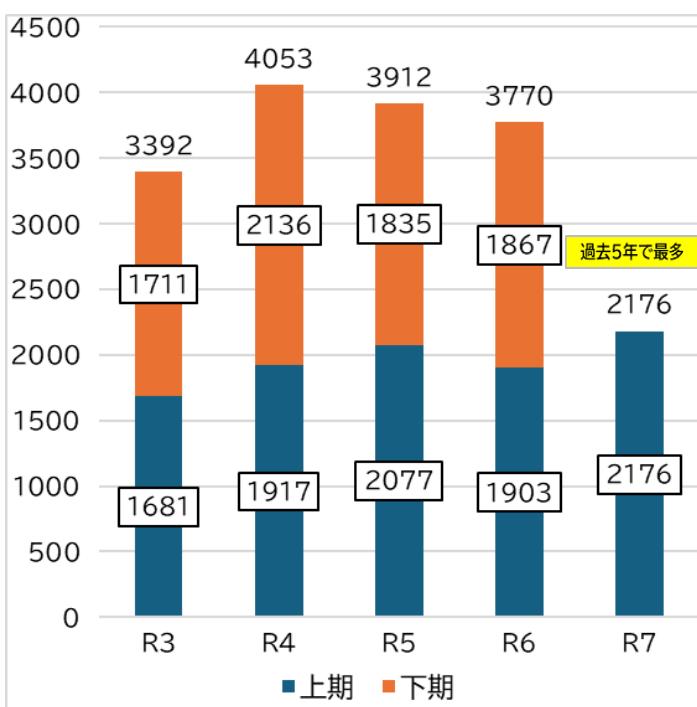
「1回限りと思っていたら2回目が届いてしまった」といった定期購入の相談は依然として多く、また、「注文した商品の在庫がないのでQRコード決済で返金すると言われ逆に再度送金させられた」「広告とはまるで違う粗悪品が届いた」といった悪質な販売サイトや偽広告に関する相談が多く寄せられました。

### 【相談の傾向】

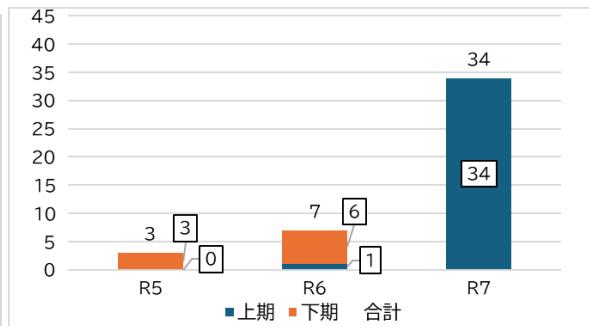
[グラフ4]は、インターネット通販のトラブルに関する年度別苦情相談件数の推移を表したもので、令和5(2023)年度から減少傾向にありましたが、令和7(2025)年度上期の苦情相談件数は、前年度同時期から約1.1倍増(273 件増)の 2,176 件であり、過去5年では最も多くなりました。

令和7(2025)年度上期のインターネット通販に関する苦情相談の特徴として、米の価格高騰に便乗した悪質な販売サイトなど米に関する相談[グラフ5]や酷暑の影響で「ネットでサーキュレーターの偽広告に騙された」などの空調・冷暖房機器に関する相談も増加しました。[グラフ6]

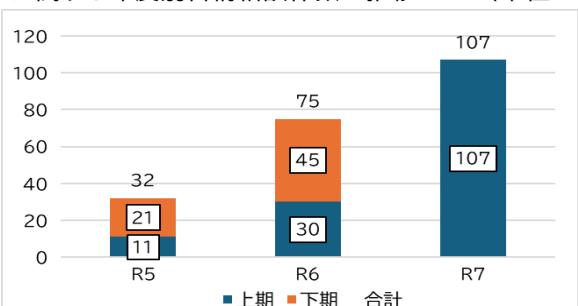
[グラフ4]インターネット通販の年度別苦情相談件数の推移  
(単位:件)



[グラフ5]インターネット通販の「米」に関する年度別苦情相談件数の推移  
(単位:件)



[グラフ6]インターネット通販の「空調・冷暖房機器」に関する年度別苦情相談件数の推移  
(単位:件)



## 【相談事例】

- ・1週間程前に、インターネットで見つけた、県外の販売店Aに米を注文した。代金9,800円はAが指定する外国人名の個人口座に振り込みをした。その後Aから「米の在庫が無くなつたので、返金します」とメールが届き、メッセージアプリへ誘導された。振込先口座もおかしいと思ったし、Aが返金をする為にメッセージアプリに誘導するのもおかしいと思った。詐欺の業者ではないか。今後の対処法について教えて欲しい。
- ・動画配信サービスの広告で見た6,580円のサーキュレーターをネットで購入の申し込みをした。代金はクレジットカードで支払うことにした。商品が宅配便で届いたので開けてみると、USB電源しか使えない、首が回らないなど広告で見たものと比べて著しく質が劣っており、取扱説明書や納品書などの書類は一切同封されていなかった。注文時の画面は消してしまったので販売業者名がわからない。商品が入っていた袋には返品先名、住所、電話番号が書かれたシールが貼られていた。返品したいのだが返品先に電話してもずっと話中で連絡が取れない。どのように対処すればいいか。

### 【消費者へのアドバイス】

- ・不審なサイトに注意しましょう。  
**■トラブルにあわないためのチェックリスト■**
  - サイト内の日本語が正しく表記されていない
  - 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
  - 価格が通常より不自然に安い
  - サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない
  - 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
  - 支払方法が限定されている
  - 振込先の銀行口座の名義が個人名である
  - キャンセル、返品、返金のルールが記載されていない
  - 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
  - 問い合わせ先の電話番号が通じない
- ・注文した商品が届かなかつたり、注文した商品以外の荷物が届いたりしたなど、トラブルにあつてしまつた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。サイト上でクレジットカード情報を入力した場合には、クレジットカード会社にも連絡しましょう。

### (3) 理美容に関するトラブル

令和5(2023)年度から減少傾向にあった理美容に関する苦情相談件数は、令和7(2025)年度上期では再び大幅に増加しました。「脱毛サロンで契約後店舗が閉鎖し施術を受けられない。ローンを止めたい。」や「歯のホワイトニングに通っていたが、店が閉まってしまった。回数券の未消化分は返金してほしい。」などの相談が寄せられました。

特に20歳代以下を中心とした若い世代からの相談が目立ちました。

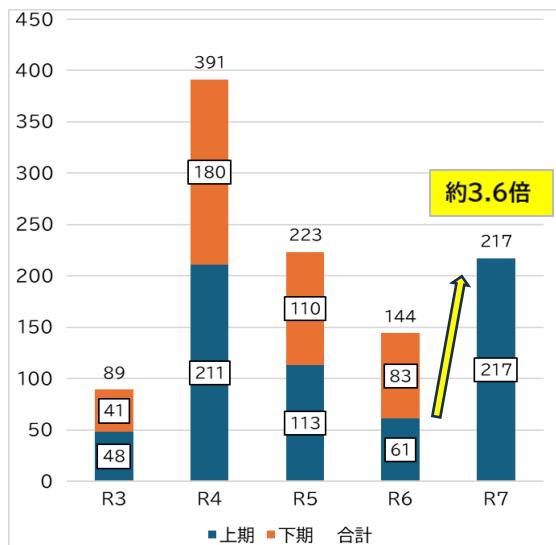
### 【相談の傾向】

[グラフ7]は、理美容に関する年度別苦情相談件数の推移を表したものです。令和7(2025)年度上期に寄せられた苦情相談件数は、前年度同時期から約3.6倍増(156件増)の217件となりました。令和7(2025)年度上期の相談のうち、契約した脱毛エステ店の倒産に関する相談が135件であり、相談件数増加の一因となっています。

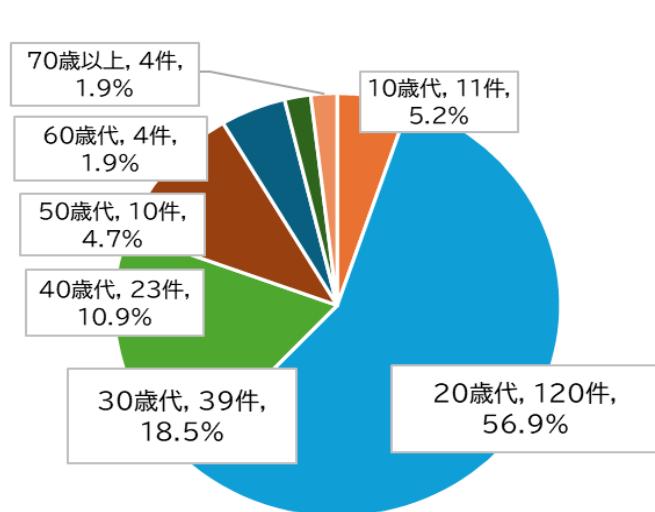
また、令和7(2025)年度上期の苦情相談を年代別に見ると、20歳代以下の相談が全体(年代不明を除く)の6割以上と最も多くなりました。[グラフ8]

[グラフ7]理美容に関する年度別苦情相談件数の推移

(単位:件)



[グラフ8]理美容に関する令和7(2025)年度上期の年代別苦情相談件数及び割合(年代不明除く)



### 【相談事例】

- 脱毛サロンAで、脱毛エステと化粧品セットの契約をし、支払いはローン会社Bで合計416,520円(金利込)を毎月4,990円の分割払いを支払うことにした。脱毛エステの予約がなかなか取れなかつたので、脱毛の施術も3回程しか受けていない。脱毛サロンが倒産したとニュースで聞いたが、ローンがまだ残っている。このまま支払いを続けなければいけないのか。解約すればいいのか。支払わないようにはできないのか。
- 脱毛サロンで脱毛する部分を100パーセント選べるオーダーメイド脱毛コースを契約した。未施術回数がある。料金235,000円は、信販会社に36回の分割で支払っている。カウンセリングを受けた時の説明では、口頭で医療脱毛と説明されたが、実際は、美容脱毛だった。医療脱毛だと思って契約したので解約して全額返金あるいは未施術分の返金を求める。店には解約及び返金を希望していることを伝えており、回答を待っている。店との交渉方法を知りたい。

### 【消費者へのアドバイス】

- 契約は慎重に検討しましょう。無料体験で勧められるがまますぐに契約しないで、家族や周囲の人々に相談しましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。契約書をよく確認しましょう。
- 長期のコースは、途中でやめたくなったり、事情が変わり利用できなくなったりすることがあるので、都度払いや回数制を選ぶことも検討しましょう。
- 少しでも不安に思ったら早めに消費生活センター等に御相談ください。

## 国民生活センター「消費者トラブル FAQ」をご利用ください

国民生活センターでは、消費者トラブルに遭われた方に対して、FAQ(frequently asked questions)形式で、トラブル解決を支援する情報を提供しています。

消費者トラブルに遭われた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そしてご自身で解決できるようお手伝いします。ご利用される場合は下記 URL にアクセスしてください。

URL:<https://www.faq.kokusen.go.jp/>  
(国民生活センターHP内)



## 消費生活相談員になりませんか？

県内の消費生活センターでは、消費者トラブルへのアドバイスや解決のお手伝いをする消費生活相談員が活躍しています。

消費生活相談員とは、地方公共団体の消費生活センター等において、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問合せ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努める専門職です。消費生活相談員は「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認めた者のうちから任用されます。

あなたも地域にお住まいの方々の安全安心のために活躍する消費生活相談員になりませんか。

### ■ 栃木県 HP「消費生活相談員になりませんか？」

URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/soudanin2.html>



無料

# 出前講座等のご案内

消費者トラブルの未然防止のために、ぜひ、ご活用ください！

〔令和7年12月 栃木県くらし安全安心課〕

No.	事業名等	事業概要	実施時期	対象					
				小学校	中学校	学別支援	高等学校	大学等	高齢者等
1	くらしのセミナー（出前講座）	消費生活センターの相談員や消費者団体等により、最近の悪質商法の手口と対応方法などについての講座を実施	通年 (希望に応じて実施可)	○	○	○	○	○	○
2	J-FLEC認定アドバイザー等派遣	ものやお金、金融（金融商品の特徴や年金、税金等）、経済・社会の仕組みなどの講座を実施（おこづかいゲームを組み入れることも可）	通年 (希望に応じて実施可)	○	○	○	○	○	○
3	消費者カレッジ（専門家派遣）	社会経験が乏しい若者は悪質業者のターゲットになりやすいため、消費者トラブルについて知つてもらう講座等を実施	通年 (希望に応じて実施可)	/	/	/	○	○	○
4	高齢者・障害者支援者養成講座	高齢者・障害者を見守る立場にある人（介護事業所職員、民生委員・児童委員等）を対象に、消費者被害の実態、見守りについて講演	通年 (希望に応じて実施可)	/	/	/	/	/	○
5	啓発演劇	県内小中学校を巡回公演している「らくりん座」による消費者被害防止啓発劇の上演 スマートフォン使用による消費者トラブルをテーマとした劇「あっ、スマホ！沼の神さまの巻」（約15分）	5～3月 (希望に応じて実施可)	○	○	○			○
6	かしこい消費者講座	消費生活についての基礎知識から話題のテーマまで幅広く取り扱う講座をオンデマンドにより開催	R7.11.1～ R8.1.31 (申込み： R8.1.16まで)	○	○	○	○	○	○
7	教員向けセミナー	学校教育における消費者教育・金融経済教育の推進のため、教員等を対象に授業の参考にできる講座をオンデマンドにより開催	R7.11.1～ R8.2.28	○	○	○	○	○	/
8	消費者教育のためのリーフレット配布	授業にも活用できるリーフレットを配布	通年	/	○	○	○		/
9	その他	啓発用DVDやパネルの貸出し、啓発資料の提供など							
10	参考になるサイト	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）	<a href="https://www.kportal.caa.go.jp/">https://www.kportal.caa.go.jp/</a>						
		消費者教育の推進について（文部科学省）	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/">http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/</a>						
		その他、金融経済教育については金融庁や金融経済教育推進機構（J-FLEC）、消費者トラブルについては国民生活センター							

【申込み・

問い合わせ先】

No.1、3～8は、くらし安全安心課 消費者行政推進室（栃木県消費生活センター）☎028-623-2135

No.2については、栃木県金融広報委員会（くらし安全安心課内）☎028-623-2151

# －授業や消費者講座で御活用ください－

県では若者の被害防止のための教材「若者だって狙われている！危険な消費者トラブル」を作成しました。YouTube「栃木県チャンネル」で配信しているほか、DVDの貸出も行っています。

授業や消費者講座でぜひ御活用ください。



公益財団法人 消費者教育支援センター主催  
消費者教育教材資料表彰2021  
優秀賞



## Episode1 オンラインゲーム課金トラブル（約4分）



### まさかのゲーム破産？！

大学進学を機につくったクレジットカードを使い、大好きなオンラインゲームに熱中。課金を続けていたら高額な請求が…！どうしよう！？



## Episode2 マルチ商法（約6分）



### こんなのがあり…？

友達から、お金の増やし方を教えてくれるセミナーを紹介された。  
興味もあるし、話を聞くだけなら大丈夫だよね…。



## Episode3 デート商法（約6分）



### ボクに訪れた甘い騙(だま)しの春

SNSで知り合った素敵人とデート。  
誘われるままについていったら、何と高額なジュエリーを買わされる羽目に…！  
どうすればいいの!？



## Episode4 美容系トラブル（約8分）



### 美の甘い罠

キレイになりたい！そんな一心でエステを体験。  
よく確認せずに契約書にサインしてしまったことでトラブルに発展!？



#### 【お問い合わせ先】

栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課 消費者行政推進室(栃木県消費生活センター)  
電話 028-623-2135

## ○栃木県内の消費生活センター一覧

(令和7(2025)年12月1日現在：21センター)

センター名	電話番号	相談受付時間
宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	電話相談 9:00~17:30 来所相談 10:00~17:30 (土・日・祝日は16:30まで)
足利市消費生活センター	0284-73-1211	月～金曜日 9:00～16:00
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	月～木曜日 9:00～12:00、13:00～15:00
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	月～金曜日 9:00～16:00
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	月～水・金曜日 9:00～16:00
日光市消費生活センター	0288-22-4743	月～土曜日 10:00～16:00
小山市消費生活センター	0285-22-3711	月・火・木・金 9:00～15:00
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
大田原市消費生活センター (大田原市、那珂川町)	0287-23-6236	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
矢板市消費生活センター (矢板市、塩谷町)	0287-43-3621	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900	月～金曜日 9:00～16:00
さくら市消費生活センター	028-681-2575	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:30
下野市消費生活センター	0285-44-4883	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
上三川町消費生活センター	0285-56-9153	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	0285-81-3881	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
壬生町消費生活センター	0282-82-1106	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
野木町消費生活センター	0280-23-1333	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
高根沢町消費生活センター	028-675-3000	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
那須町消費生活センター	0287-72-6937	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
栃木県消費生活センター	028-625-2227	月～金曜日 9:00～16:00